

# 特定非営利活動法人スリーセブン定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スリーセブンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区江原町二丁目29番15号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に障害者を対象としたダンスイベントの企画、運営及び実施並びに当該イベントに関連する物品の制作及び販売に係る事業活動を行い、障害者とその家族、また障害をもたない者との社会交流を図り、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 各種障害者ダンスイベントの企画、運営及び実施に関する事業
  - ② 障害に関する理解促進・普及啓発事業
- (2) その他の事業
  - ① 物品販売事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会し、法人の組織運営及び事業活動を推進する意思のある個人及び団体で、総会における議決権を有する者。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しない者。また、賛助会員は本法人の役員に就任することはできない。
- (3) 一般会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人及び団体で、総会における議決権を有しない者。また、一般会員は本法人の役員に就任することはできない。

#### (入会)

第7条 正会員として入会するものは、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

- 2 代表理事は、前項の申込みについて、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員、一般会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 4 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 5 代表理事は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員、賛助会員、一般会員は、理事会で別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をし、受理されたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け連絡が取れなくなったとき。
- (3) 正当な理由なく、継続して2年以上にわたり年会費を滞納したとき。
- (4) 本会宛の誓約書が正当な理由なく未提出の場合。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員、賛助会員、一般会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員、賛助会員、一般会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金・年会費は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上
  - 2 理事のうち代表理事を1人とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて合まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分に1を越えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会を招集すること。

#### (任期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告及び決算

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない事由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合にはおいては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事を以て構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事は、オンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 資産

### (構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他事業に関する資産の2種とする。

### (管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第7章 会計

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順次収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第28条お2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるとおりとする。  
代表理事 志田波生  
理事 室伏健  
理事 村上寛明  
理事 田代健悟  
監事 五十嵐孝明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 なし

(2) 会費 (年額)

正会員 (個人)	10,000 円
賛助会員 (個人)	5,000 円 (1 口)
賛助会員 (団体)	50,000 円 (1 口)
一般会員 (個人)	3,000 円



## 役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 スリーセブン

### 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

### 2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	シダ ナミオ	無	代表理事
		志田 波生		
2	理事	ムロフシ ケン	無	
		室伏 健		
3	理事	ムラカミ ヒロアキ	有	
		村上 寛明		
4	理事	タシロ ケンゴ	無	
		田代 健悟		
5	監事	イガラシ コウメイ	無	
		五十嵐 孝明		
6				
7				
8				
9				
10				

## 令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人スリーセブン

1 事業実施の方針

令和8年度は、各種障害者ダンスイベントの企画、運営及び実施に関する事業については、規模を拡大するための広報等を重点的に実施する。また、障害に関する理解促進・普及啓発事業及び物品販売事業については、調査研究及び広報等を中心に実施し、次年度以降の企画検討を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【608】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
各種障害者ダンスイベントの企画、運営及び実施に関する事業	ダンス等のイベントを開催し社会交流・参加の促進。スポーツを通じた交流の場や居場所の提供。	①2ヶ月に1回のイベント ②年に1回の大イベント	①東京都内の体育館や区公共施設 ②屋外	①10人 ②30人	会員、一般参加者	不特定多数	①110 ②400
障害に関する理解促進・普及啓発事業	事業実施に関する情報提供・企画協力等を行うため、ホームページ制作を準備する。	1回/2ヶ月	法人の主たる事務所	5人	不特定多数	不特定多数	36
	本法人の活動内容や目的を広く周知するため、ロゴや活動紹介を掲載したシール等の広報物の制作と配布	通年	東京都内	5人	不特定多数	延べ100名	12
	本法人の活動趣旨に関連する物品（Tシャツ、雑貨、冊子、教材等）の企画・仕入れ・制作・販売を行う。販売方法はイベント会場での販売、オンライン販売、委託販売等を想定する。	会場毎	東京都内の体育館や区公共施設、オンラインショップ	3人	参加者	不特定多数	50

(2) その他の事業

（事業費の総費用【0】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

物品販売事業	法人運営に必要な資金を確保するため、各種物品の販売を行う。今年度は準備にあて次年度より実施予定。	次年度より実施予定			0
--------	--	-----------	--	--	---

# 令和9年度 事業計画書

特定非営利活動法人スリーセブン

## 1 事業実施の方針

令和9年度は、各障害者ダンスイベントの企画、運営及び実施に関する事業については、昨年度に引き続き、規模を拡大するための広報等を重点的に実施する。また、障害に関する理解促進・普及啓発事業及び物品販売事業については、昨年度の調査研究をもとに、各事業の実施について改善を図り、効果的な実施方法を構築する。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【608】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
各種障害者ダンスイベントの企画、運営及び実施に関する事業	ダンス等のイベントを開催し社会交流・参加の促進。スポーツを通じた交流の場や居場所の提供。	①2ヶ月に1回のイベント ②年に1回の大イベント	①東京都内の体育館や区公共施設 ②屋外	①10人 ②30人	会員、一般参加者	不特定多数	①110 ②400
障害に関する理解促進・普及啓発事業	事業実施に関する情報提供・企画協力等を行うため、ホームページ制作を準備する。	通年	法人の主たる事務所	5人	なし	なし	36
	本法人の活動内容や目的を広く周知するため、ロゴやシール等の広報物の制作と配布	通年	東京都内	5人	不特定多数	延べ100名	12
	本法人の活動趣旨に関連する物品(Tシャツ、雑貨、冊子、教材等)の企画・仕入れ・制作・販売を行う。販売方法はイベント会場での販売、オンライン販売、委託販売等を想定する。	会場毎	東京都内の体育館や区公共施設、オンラインショップ	3人	参加者	不特定多数	50

### (2) その他の事業

(事業費の総費用【320】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

物品販売事業	法人運営に必要な資金を確保するため、各種物品(Tシャツ等)の販売を行う。	通年	イベント会場、インターネット等	5名	320
--------	--------------------------------------	----	-----------------	----	-----

令和8年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人

スリーセブン

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		160,000		0	160,000
正会員受取会費	100,000				
賛助会員受取会費	0				
一般会員受取会費	60,000				
2 受取寄附金		2,000,000		0	2,000,000
受取寄附金	2,000,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		107,000		0	107,000
各種障害者ダンスイベントの企画、運営及び実施に関する事業	75,000				
障害に関する理解促進・普及啓発事業	32,000				
物品販売事業			0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
<b>経常収益計</b>		<b>2,267,000</b>		<b>0</b>	<b>2,267,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		80,000		0	80,000
給料手当	50,000				
役員報酬	30,000				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		528,000		0	528,000
会議費	15,000				
旅費交通費	15,000				
外注費	20,000				
材料費	20,000				
印刷製本費	6,000				
賃借料(施設使用料)	400,000				
販売促進費	52,000				
<b>事業費計</b>		<b>608,000</b>		<b>0</b>	<b>608,000</b>
2 管理費					
(1) 人件費		80,000		0	80,000
役員報酬	50,000				
給料手当	30,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		135,000		0	135,000
消耗品費	30,000				
水道光熱費	50,000				
通信運搬費	30,000				
地代家賃					
旅費交通費	25,000				
減価償却費					
<b>管理費計</b>		<b>215,000</b>		<b>0</b>	<b>215,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>823,000</b>		<b>0</b>	<b>823,000</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>1,444,000</b>		<b>0</b>	<b>1,444,000</b>
<b>(C) 経常外収益</b>					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額・・・③</b>					
<b>税引前当期正味財産増減額(①)+(②)+(③)・・・④</b>		<b>1,444,000</b>		<b>0</b>	<b>1,444,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					
<b>次期繰越正味財産額④-⑤+⑥</b>					<b>1,374,000</b>

## 令和9年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人

スリーセブン

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		340,000		0	340,000
正会員受取会費	100,000				
賛助会員受取会費	150,000				
一般会員受取会費	90,000				
2 受取寄附金		300,000		0	300,000
受取寄附金	300,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		230,000		350,000	580,000
各種障害者ダンスイベントの企画、運営及び実施に関する事業	150,000				
障害に関する理解促進・普及啓発事業	80,000				
物品販売事業			350,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
<b>経常収益計</b>		<b>870,000</b>		<b>350,000</b>	<b>1,220,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		100,000		0	100,000
給料手当	50,000				
役員報酬	50,000				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		528,000		320,000	848,000
会議費	15,000				
旅費交通費	15,000				
外注費	40,000		150,000		
材料費			120,000		
印刷製本費	6,000				
賃借料(施設使用料)	400,000				
販売促進費	52,000		50,000		
<b>事業費計</b>		<b>628,000</b>		<b>320,000</b>	<b>948,000</b>
2 管理費					
(1) 人件費		80,000		0	80,000
役員報酬	50,000				
給料手当	30,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		135,000		0	135,000
消耗品費	30,000				
水道光熱費	50,000				
通信運搬費	30,000				
地代家賃					
旅費交通費	25,000				
減価償却費					
<b>管理費計</b>		<b>215,000</b>		<b>0</b>	<b>215,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>843,000</b>		<b>320,000</b>	<b>1,163,000</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>27,000</b>		<b>30,000</b>	<b>57,000</b>
<b>(C) 経常外収益</b>					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額・・・③</b>		<b>30,000</b>		<b>-30,000</b>	
<b>税引前当期正味財産増減額(①+②+③)・・・④</b>		<b>57,000</b>		<b>0</b>	<b>57,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					1,374,000
<b>次期繰越正味財産額(④-⑤+⑥)</b>					<b>1,361,000</b>

# 特定非営利活動法人スリーセブン 設立趣旨書

## 1 趣旨

我が国では、障害の有無により分け隔てられることなく、スポーツを通じて多様な人々と様々な境界線を越えて交流できるような環境づくりや共生社会の実現を推進している（スポーツ庁, 2022）。しかし、障害の有無によって参加の機会が分断され障害者のスポーツ参加率が低く、障害者のスポーツ実施場所や交流の場が十分に確保されていない課題がある（スポーツ庁, 2022；笹川スポーツ財団）。

2024年パリ・オリンピックで正式種目として採用されたブレイクダンス（ブレイキン）は、アーバンスポーツとして認知され関心が高まっている（産業能率大学, 2024）。障害の有無を問わずグループでダンスをする空間を共有することは、相互理解や主体的参加を促す（Simon H, 2020）と言われ、中でもブレイクダンスは、障害の有無を問わず誰もが主体的に参加してきた経緯があり、身体的制約を個性や表現の多様性として捉え自己肯定感や社会的包摂を促進する報告がある（ILL-Abilities, 2023）。これらから、障害の有無を問わず、グループで行うダンスは肯定的な効果をもたらすインクルーシブな活動であり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することが考えられる。

そこで、我々はたくさんの障害者やそのご家族、サポートをいただいた団体と交流しながら障害児・者が参加するダンスサークルを15年間続けてきた実績がある。その実績を活かし、ブレイクダンスを含むダンス大会を開催し障害者と健常者が共に参加できる機会、交流できる場を創出し共生社会の実現に向けて普及していきたいと考えている。また、大会内で障害理解を促進するための販売活動や広報活動も行っていきたい。

この活動を継続的かつ安定的に実施するには、資金調達、各種契約の締結、社会的信頼の確保が不可欠であり、そのためには法人格の取得が必要であると判断した。また、当団体は営利を目的とせず、社会課題の解決を目的とした活動を実施するものであることから、NPO法人として法人化することが最適であると考え、設立に至った。

## 2 申請に至るまでの経過

2025年11月14日 特定非営利活動法人スリーセブンの設立を構想

2025年12月12日 特定非営利活動法人スリーセブン発起人会開催

2026年1月30日 特定非営利活動法人スリーセブン設立総会開催

令和8年2月1日

設立代表者 氏名 志田 波生